

令和3年 天草市農業委員会第1回総会議事録

令和3年1月26日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
11番	山並 彰一郎 君	12番	井島安一 君
13番	野中幸廣 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

なし

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	岩本隆二	係長	荒木賢司
係長	松本馨	書記	山川裕輔
書記	井上拓海	書記	浦川優也

4、議事日程

開会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第4号	農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第6	議第5号	空き家に付属した農地指定について
日程第7	議第6号	非農地通知書交付申請について
日程第8		報告事項について

閉会

開 議 14 時 00 分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和 3 年天草市農業委員会第 1 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 明けましておめでとうございます。12 月 31 日中村五木市長が亡くなりました。黙禱を捧げたいと思います。ご起立ねがいます。

○農業委員・事務局一同 黙禱。

○議長（本田実君） ご着席ください。コロナウイルスの蔓延により、熊本県独自の緊急事態宣言が発令されております。天草では、現在 18 名の感染者が出ておりますので、かからないように感染対策をよろしくお願い致します。農業委員の任期が来年の 3 月までとなっております。残り約 1 年となりましたが、人・農地プラン、農業者年金、農業新聞のそれぞれ目標を達成できるようにご協力お願い致します。本日は全体で 44 件の案件がありますが、慎重なご審議をお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、全ての委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、11 番山並委員、12 番井島委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。この農地は、令和 2 年 5 月総会で空き家に付属した農地に指定されたものです。譲受人は空き家等情報バンク制度の利用登録者であり、空き家の売買契約が済んでいることを確認しています。東京都の譲受人は東京都の譲渡人より、有明町の畑 433 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した須子郵便局から北東へ約 0.3km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。また、指定農地を 5 年以上継続して適切に耕作する旨の誓約書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。倉岳町の譲受人は倉岳町の譲渡人より、倉岳町の畑 901 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳郵便局から北へ約 0.6km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（山並彰一郎君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。栖本町の譲受人は栖本町の譲渡人より、栖本町の田 1,695 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本総合グラウンドから東へ約 0.3km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（玉田秀敏君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 4番について説明します。新和町の譲受人は北浜町の譲渡人より、新和町の畑482㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡地区清掃センターから南西へ約1.0km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○10番（中村三千人君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。五和町の譲受人は長崎県の譲渡人より、五和町の畑415㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和町コミュニティセンターから北へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○9番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の田26㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから北へ約0.1km、青色で着色した国道266線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車スペースが不足しているため、宅地拡張し、住宅1棟、駐車場2台、庭として利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されており、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は河浦町の個人で、楠浦町の畑201㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件で

す。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した錦島運動広場から北西へ約0.3km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、として整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番・3番について事務局よりまとめて説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番・3番についてまとめて説明します。転用者は亀場町の法人で、本町の田789㎡、本町の田1086㎡に賃借権を設定して資材置場へ一時転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本町小学校から西へ約1.5km、青色で着色した県道本渡芥北線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地と農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則転用許可できませんが、一時的な利用であり、目的を達成する上で必要であると認められる場合は、例外規定に当てはまり、許可することができることとなっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、鉄塔建設のための資材置場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4番について説明します。転用者は川原町の法人で、本渡町の畑273㎡を売買により取得して貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高校から北へ約0.5km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続しており、申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設にあたる場合は、例外的に許可することができることとなっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場として需要が見込まれるため、駐車場7台、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の5ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は大阪府の個人で、五和町の田39㎡を贈与により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した鬼池郵便局から西へ約1.5km、青色で着色した国道389号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、当時住まいが手狭で不便だったため、宅地拡張し、住宅1棟、駐車場1台、庭として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりませ

ん。なお、譲受人から始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 6番について説明します。転用者は河浦町の個人で、河浦町の畑254㎡を贈与により取得して、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧立原公民館から北東へ約0.2km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場1台、庭として整備し利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、譲渡人から始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（野中幸廣君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第4号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 議第4号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の6ページをご覧ください。所有権移転の計画が0件、利用権の新規

設定の計画が12件、再設定が15件、合計27件で、筆数51筆、総面積が93,752㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の5ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第6、議第5号、空き家に付属した農地の指定についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の21ページをお開きください。空き家に付属する農地指定申請書件数は有明地域が1件。筆数は全体で2筆となっております。1番・2番は同じ申請人ですので一括して説明します。スクリーンをご覧ください。1番・2番の地図です。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧島子小学校から北へ約0.3kmのところになります。次が航空写真です。空き家を黄色、申請農地を赤色で着色しています。次が現地の写真です。空き家については天草市空き家等情報バンク制度のデータベースに登録されていることを確認しております。また、所有者は遠方に住んでおり今後遊休農地になることが見込まれます。資料③の6ページの天草市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準をご覧ください。第2条(6)空き家に付属した農地とは、空き家と同一の所有者等が権利を有する農地のうち、空き家に隣接する遊休農地（農業委員会が認めた場合はこの限りではない。）で、1筆ごとに農業委員会が指定したものです。天草市空き家情報バンク制度の利用登録者が登録された空き家と、農業委員会が指定した農地を併せて取得する場合には、農地法3条の許可要件の一つである、下限面積を引き下げることが可能となります。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

○9番（富崎ますみ君） 9番富崎です。所有者が遠方に住んでいると説明がありましたが、現地の写真を確認すると、きれいに管理されている状態に見えるのですが、誰が管理をしているのか。また、3条の1番についても同じ状態でしたので、併せて説明をお願いします。

○事務局（山川裕輔君） 空き家に付属した農地1番・2番、3条の1番どちらも近所の方が

管理されていることを確認しています。

○9 番（富崎ますみ君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他に質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり空き家に付属した農地として指定します。

○議長（本田実君） 日程第 7、議第 6 号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が 3 件、五和地域が 1 件、合計 4 件。筆数は全体で 15 筆、面積は 9,939 m²となっております。現地確認を実施し、資料③の 9 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を資料②の 22 ページの現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。黄色で着色した天草病院から南西へ約 0.2 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 2 番から 4 番の地図です。黄色で着色した天草病院から南西へ約 0.4 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 5 番から 7 番の地図です。黄色で着色した天草病院から南西へ約 0.4 km と約 0.6 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 8 番から 15 番の地図です。黄色で着色した五和中学校から南東へ約 0.8 km と南西に 0.8 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 2 番から 4 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

- 議長（本田実君） 5番から7番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 8番から15番について意見及び質疑はございませんか。
- 9番（富崎ますみ君） 9番富崎です。12番の航空写真は、何かハウスが建っているように見えます。
- 事務局（浦川優也君） 約5年前の航空写真となっており、現場確認で山のようになっていることを確認し、事務局は非農地と判断しました。
- 5番（山下和弘君） 5番山下です。1月24日に原田推進委員と現場確認を実施し、山のようになっていることを確認しました。非農地で問題ないかと思います。
- 9番（富崎ますみ君） 分かりました。
- 議長（本田実君） 他に意見及び質問はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
-
- 議長（本田実君） 報告事項について事務局よりお願い致します。
- 事務局（浦川優也君） 資料②の23ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は1件、田を畑として利用したいというものでした。第4条関係の許可不要転用届はありませんでした。第5条関係の許可不要転用届は、2件。どちらも携帯電話の鉄塔を建設するというものでした。以上です。
-
- 議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和3年天草市農業委員会第1回総会を閉会致します。

15時00分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 木田 実

署名委員 山並 彰一郎

署名委員 井島 舟一